

平成 20 年度大磯町教育委員会第 2 回定例会会議録

1. 日 時 平成 20 年 5 月 21 日 (水)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 11 時 30 分
2. 場 所 生涯学習館 1 階会議室
3. 出席者 石 塚 洋 委員長
清 田 義 弘 委員長職務代理者
澤 愛 子 委員
原 田 義 彦 委員
福 島 睦 恵 教育長
二挺木 洋 二 教育次長
和 田 勝 巳 学校教育課長
林 正 人 教育指導担当主幹
山 口 章 子 図書館長
佐 川 和 裕 郷土資料館郷土資料班副主幹
小 嶋 新 一 生涯学習課スポーツ班副主幹
國 見 徹 生涯学習課生涯学習班主査
瀬 戸 克 彦 学校教育課総務施設班主査
高 橋 正 寿 学校教育課総務施設班主事
4. 傍聴者 1 名

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは 4 月定例会が開催されました平成 20 年 4 月 16 日からの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。お手元の資料「教育委員会執行報告表」をお開きください。

4 月 16 日、新たに大磯町体育指導員 9 名、武道館スポーツ指導員 3 名、青少年指導員 11 名を委嘱いたしました。また、併せて大磯町体育指導員協

議会、青少年指導員連絡協議会の総会に出席いたしました。総会出席につきましては、その他9団体の総会に出席いたしましたが、報告は省略させていただきます。4月22日、小学6年生、中学3年生を対象とした全国学力・学習状況調査が昨年度に引き続き、実施されました。4月23日、生沢プールの検討準備会議を開催し、検討会の内容等について町の他の部局と調整を行い、5月1日付けで「学校教育及び社会体育プールに関する検討会」を立ち上げ、第1回会議を5月9日に開催しました。内容等については、後ほど事務局より報告させていただきます。5月2日、中地区教育長会議が平塚市合同庁舎で開催されましたので出席いたしました。内容につきましては、中教育事務所、県教育委員会等の事業説明及び教職員定数、旅費配分、不祥事防止等について情報交換等を行いました。5月8日、中学校部活動地域指導者として15名の方を委嘱いたしました。5月12日、町議会福祉文教常任委員会に出席し、新月京幼稚園整備状況について報告いたしました。5月14日、県町村教育長会総会に出席いたしました。平成19年度の事業報告、決算報告、平成20年度の事業計画、予算案等の審議をし、平成20年度の研究テーマを決定いたしました。5月15日、社会教育委員会議を開催し、平成19年度の事業報告、生沢プールの廃止、検討について報告しました。5月16日、山梨県甲府市で開催されました関東甲信越静教育委員連合会総会に、石塚委員長、清田職務代理者とともに事務局職員2名が出席いたしました。5月16日、湘南国際マラソン実行委員会が開かれ、第3回湘南国際マラソンが今年の11月16日、日曜日に開催されることが決定いたしました。詳細につきましては後ほど事務局から報告いたします。なお記載されていませんが、5月19日、町議会福祉文教常任委員会協議会に出席し、生沢プール廃止についての協議をいたしました。諸行事の報告につきましては、以上でございます。

なお、今後の予定につきましては裏面の予定表のとおりでございます。

議案第4号 大磯町立図書館協議会委員の任命について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

図書館長) 議案第4号大磯町立図書館協議会委員の任命についてご説明させていただきます。議案第4号の説明資料をご覧ください。教育長から任命理由の説明があったとおり、委員の任期が平成20年5月31日で満了となるため委員を任命するものであります。委員の選任の考え方でございますが、平成11年度に図書館法が改正されて委員の選出区分がなくなっております。バランスを考慮いたしまして学識経験者、東部地区西部地区利用者の方、学校教育関係者等から選出しております。また今回の委員の選任につきましては、「大磯町立図書館協議会委員の定数及び任期に関する条例第3条第1項」にありますとおり再任を妨げないとなっておりますので、黒川鍾信氏、中村翰氏、平野由里子氏につきましては本町の図書館事業の運営、サービスご理

解をいただいております、引き続きお願いをするものであります。なお新たに委員に選出いたしました小杉武氏につきましては、現在町の行政改革推進委員をなされており黒川氏の推薦をいただいております。また中野泉氏につきましては、司書の資格をお持ちであり長年学校図書館のボランティアをされているほか、現在県立機関の図書館非常勤をされております。またこの方につきましては、前任の山田委員より推薦をいただきました。また学校関係委員の川越初榮氏につきましては、4月から国府中学校校長の任に就かれ学校長等の経営者会議にて推薦をいただいております。

それでは2ページをお開きください。こちらは大磯町立図書館協議会委員を任命するにあたりまして、根拠となる法令・条例の規定を抜粋したものでございます。

3ページ目をご覧ください。こちらにつきましては、任期が5月31日までの現在の図書館協議会委員の名簿でございます。※印の方が今回任期満了により退任される方です。新任の3人の方及び再任の方々につきましては、今後の図書館運営に関してご理解ご協力をいただける方でありますので、この度委員をお願いするものです。よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

(質疑応答)

原田委員) 任期満了により退任される方が3名いらっしゃいますが、いずれも退任を希望する申し出があって、今回新たに3名をお願いする運びとなったのでしょうか。

図書館長) 退任の3名につきましては、次期のことを相談しました結果、退任を希望する申し出がございまして、ご推薦等をいただき新たな方を選任したところであります。

原田委員) 新任の方のなかに町行政改革推進委員がいらっしゃいますが、図書館協議会委員と兼務するのでしょうか。また2ページの図書館法第15条のなかで、「学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者のある者の中から、教育委員会が任命する」とあります。町行政改革推進委員はその範疇から外れているのではないのでしょうか。

図書館長) 小杉武氏につきましては、町行政改革推進委員会現委員でありますから引き続き委員をされながら、こちらの図書館協議会委員もお願いする予定です。町行政改革推進委員会の開催は年2回程ということでございます。また図書館協議会も年2回となっておりますので、両委員会の日程調整を行いまして委員をお願いしたいと思います。小杉武氏の備考の欄に町行政改革推進委員と書いてございますが、選出しましたのは図書館利用者としてでございます。

清田委員) 黒川氏、中村氏、平野氏は何年度から委員をしてくださっているのでしょうか。

図書館長) 黒川氏は平成12年から委員をお願いしております。現在大学教授でいらっしゃるのですが、その任期があと1年残っておりその間については学識経験者というかたちで委員になっていただけるとのことで再任しております。中村氏も平成12年から委員をお願いしております。図書館ボランティ

アとしてお話をさせていただいており、社会教育の面の見識を有しておられますので再任のお願いをするものです。平野氏は平成18年から今回2期目ということで再任をお願いするものです。

澤委員) 今までは再任されるケースが多かったように思いますが、今回のように半数の方が新任されることになった点は結構なことです。先程原田委員から質問がありましたとおり、小杉氏が町行政改革推進委員ということで異色にみえますが、図書館利用者として選任されたのであれば結構だと思います。小学校の図書館のボランティアの方が任命されるのは初めてのようですが、各学校の図書室にもボランティアの方が支援をいただいているのでしょうか。

図書館長) 図書館ボランティアにつきましては、大磯小学校でお話会等を行っているところですが、それとは別に図書館で様々な仕事をいただいているボランティアがおります。ボランティアの支援が確認できているのは大磯小学校、また国府小学校にもボランティアの方がいると聞いております。学校の図書室については臨時職員の図書整理員で大磯小学校・大磯中学校に1名、国府小学校・国府中学校に1名おり運営されております。そのほかにもボランティアがいらっしゃると聞いております。

澤委員) 地域の人々が学校で支援協力をしてくださるということは、これからの公立学校に必要なことです。読書に馴染むことは大切であり、大磯のような小さい自治体では町立図書館と学校の図書室との連携をとることが重要です。今後、学校における地域ボランティアの活躍を強めていく方向で委員会も支援を進めていただければと思います。その意味で町立図書館協議会に公立学校の図書室で活躍するボランティアの方が参加くださったことは大変良いことだと思います。

委員長) ご説明のなかで心強く思いましたのは、今年度の図書館の方針が『子ども読書推進活動』に大きなウエイトが置かれているということです。有識者・利用者・行政・学校関係といった各方面のメンバーが揃っておりますので推進をしていただきたいと思います。6名の方々には大変お世話になりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第4号について採決に入ります。
ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第4号については、原案どおり承認いたします。

議案第5号 大磯町社会教育委員の委嘱について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

生涯学習班主査) 議案第5号 大磯町社会教育委員の委嘱について、補足説明をさせていただきます。説明資料の1ページをご覧ください。委嘱の理由でございますが、現在、大磯町社会教育委員の任期は、平成18年6月1日から平成20年5月31日までの2年間となっております、11名で構成されております。今回、5月31日をもって、任期が満了となり、6月1日より大磯町社会教育委員の定数及び任期に関する条例に基づき、新たに委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。今回、提案させていただいた委員の方々は、議案資料の備考にありますように、学校教育関係者として1名、社会教育関係者3名、家庭教育関係者2名、学識経験者といたしまして5名の構成でございます。11名のうち8名が継続で、宮代義貞氏、山本圭子氏、二宮加寿子氏が新たに社会教育委員をお願いする方です。なお、任期は、平成22年5月31日までとなります。説明資料の2ページにつきましては、「大磯町社会教育委員の定数及び任期に関する条例」の全条文と「社会教育法」における社会教育委員の構成、定数等に関する条文抜粋部分でございます。3ページにつきましては、今回の改選前における社会教育委員の名簿でございます。そのうち※印がついております渡辺佳子氏、植松米子氏、原田好夫氏の3名が今回退任を予定している方でございます。以上、今回11名の方をお願いしたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(質疑応答)

原田委員) やはり退任される3名については、ご希望によるものなのでしょうか。

生涯学習班主査) 退任される3名につきましては本人のご希望によるものでございます。昨年中に今年度委嘱があるということで、11名の方には引き続き社会教育委員をお願いしたい旨をお伝えいたしました。と言うのは今年度中に社会教育委員連絡協議会の地区研究会という大きな事業がございまして、今までの準備の経緯等から引き続きお願いしたのですが、3名はご本人の意思によりここで退任をするものでございます。

清田委員) 委員の皆様はそれぞれ何期ほど任に就かれているのでしょうか。

生涯学習班主査) 短い方で3期、長い方で9期になります。

澤委員) 11名のうち2、3割が入れ替わりその他は留任ということで委嘱が行われるわけですが、新旧入れ替えのバランスとしてはよろしかったのではないのでしょうか。「社会教育関係者」「家庭教育関係者」「学識経験者」とありますが、大まかにどのような背景をもつ方々なのでしょうか。

生涯学習班主査) 社会教育委員はかつて選出区分等が決められていたのですが、現在は規定がございません。備考に書いてありますのは、選出区分があったときにそって参考として記したものでございます。まず学校教育関係者とは、学校長から選出するものであります。社会教育関係者とは、社会教育関係団体、一例をあげますと体育協会や文化団体連盟、老人クラブ連合会等から選出されるものです。家庭教育関係者とはPTA関係者のことで、PTA会長経験者等が選出されております。学識経験者とは、文化祭等に参加する活動団体や、元民生委員、元社会教育指導員、その他自主的な研究活動・ボランティア

アを行われている方々から選出されております。

委員長) 大磯地区が地区研究会の担当になっているそうですが、いつ頃行われるのでしょうか。

生涯学習班主査) 平成 21 年 2 月になります。

それでは、議案第 5 号について採決に入ります。
ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第 5 号については、原案どおり承認いたします。

議案第 6 号 大磯町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 議案第 6 号につきまして、補足説明をさせていただきます。説明資料を 1 枚おめくりください。改正の趣旨につきましては、「改正教育基本法」の新たな教育理念を踏まえ、学校教育の充実を図るため義務教育の目標を新たに定め、各学校における目的・目標を見直すとともに、組織運営体制の充実と指導體制の確立を目的として、平成 19 年 6 月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布されました。このことから、「大磯町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」につきましては、小・中学校における新たな職の設置に関する関係整理と、学校評価及び情報提供に関する規程の整備について、改正をするものでございます。

説明資料の次ページをお開きください。「大磯町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の新旧対照表でございまして、規則第 14 条（総括教諭）につきましては、現行の総括教諭と新たに置くことができることとされた主幹教諭との整理を行うものでございます。神奈川県は総括教諭につきましては、学校運営組織の見直しの議論を踏まえ、平成 18 年度より独自の職として配置されてまいりました。今回の規則改正につきましては、学校教育法で新たに規定されることとなりました主幹教諭と、総括教諭との関係を管理運営規則において明記する必要が生じたことから、町立学校の管理運営規則について改正手続を行うものでございます。規則第 15 条につきましては、「学校教育法施行規則」の改正により、主任等の職務を主幹教諭が行う場合には、改めて主任等を置く必要がなくなるため、「主任等については総括教諭をもって充てる」との規定を削除するものでございます。

規則第 18 条の 2 につきましては、「学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」による留意事項に基づき、新たに「学校評価」といたしまして、教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善による教育水準の

向上に努めるとの規定と共に、保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとして、学校の評価及び情報提供に関する規則の整備を行うものがございます。次の添付資料につきましては、「学校教育基本法等の改正」の概要をまとめたものと、「学校教育法等の一部を改正する法律について」の通知でございまして、新たな職の設置に関する事項の抜粋でございます。次ページにつきましては、「学校評価にかかる学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について」の抜粋となっております。以上でございます。

(質疑応答)

原田委員) 第14条第1項中「総括教諭を置く」を「総括教諭を置き、主幹教諭をもって充てる」に修正することですが、総括教諭と主幹教諭は同意義であるように思うのですが、そうすると総括教諭を主幹教諭に改めるといような内容となるのではないのでしょうか。

学校教育課長) 今回の法改正に伴いまして組織体制が見直しされ、主幹教諭が配置可能となりました。それによって各学校の組織の確立が行われました。本来、主幹教諭を神奈川県も採用していくことになるのですが、神奈川県につきましては既に総括教諭が事前に配置されているので、新たに主幹教諭に変えるのではなく、総括教諭を主幹教諭に置き換える意味合いで規則改正をするものであります。

委員長) 原田委員の質問にありました主幹教諭と総括教諭の役割についてはどうでしょうか。

学校教育課長) 総括教諭は、児童・生徒の指導、養護又は栄養の指導を行うと共に校長の監督を受け、次に掲げる職務を行うと規定されていますが、主幹教諭におきましても同様の内容であり、名称は異なりますが役割は同様であります。

委員長) 一般的に「総括」というとマネージャーやマネージングの意で、「主幹」となると専門職という意で捉えていたのですが、両教諭は同意義ということでしょうか。

学校教育課長) 国の制度に乗せ換えが可能なように規則改正を行うもので、役割が変わるものではなく、神奈川県では総括教諭で行っていきます。

原田委員) 神奈川県が全国に先駆けて2年ほど前に導入したのが総括教諭ですが、国が後から主幹教諭という名称で全国展開を目指したということで、神奈川県が先に設置した総括教諭は国が設置をする主幹教諭と同じものと考えてよいですか。

学校教育課長) これは置き換えすることができるように意図しての規則改正でございます。各職責が設けられましたので、国庫算定表の問題もございます。総括教諭は国の制度ですと主幹教諭となります。職務内容的に変更があるものでもないのと同じ位置づけをさせていただいたなかで、同じ職責を果たすにあたって呼び名の改称を行い、主幹教諭をもって充てられるようにする。総括教諭を主幹教諭と同等に扱うため規則改正を行い、国庫等の算定を行えるようにしたものです。

委員長) 国の法律では総括教諭という名称は用いられないが、神奈川県では総括教

諭という名称が用いられる。主幹教諭と総括教諭はイコールである。以上のような認識でよろしいですね。

教育長) これは“できる規定”ですので、主幹教諭を置くことができるが置かなくてもよいものです。この法改正に先立って東京都は主幹教諭を置いておりますが、神奈川は同様の意味合いで総括教諭という名称で平成18年度から配置をしております。今回の主幹教諭というものが神奈川県で平成18年度から導入した総括教諭と意味合いが同様であるということで総括教諭の名称は残しながら、主幹教諭をもって充てるということです。他の都道府県によっては、これから整備していくところもあるかと思えます。

原田委員) 国が主幹教諭を制度化し、神奈川県の総括教諭がそれに相当するものであるとのことですが、それでは神奈川県の呼び名を全国レベルに合わせ、神奈川県教育委員会が総括教諭を主幹教諭に改める、という条例を制定すれば神奈川県内の各市町村がこのような規定を設けなくても一本化できるのではないのでしょうか。

教育長) 従来から神奈川県教育委員会の独自性のようなものがございまして。例えば、特別支援教育は文部科学省では「特別支援教育」という名称を用いておりますが、神奈川県では同様の意味合いでもう少し枠を広げたかたちで「支援教育」という考え方で進めています。国の特別支援教育という考え方が出てくる前に、障害の有無に関わらず全ての子どもたちに合わせた支援をするという考え方のもと、支援教育を打ち出し先行的に実施してきている経過がございまして。総括教諭につきましても、国の主幹教諭を置くことができるという規定に先行して配置してきていますので、名称の問題もさることながら神奈川県教育委員会としての考え方が根底にあるのです。

澤委員) 改正の意味合いについては、今のご説明でおおよそのところは分かりました。国の法律の改正ですから、それに合わせるように町の規則を改正するのはやむを得ないことであると思えます。実質的には町の小・中学校の先生は県費であり、県の条例で総括教諭を定めているわけですから、今後任命される場所の町でも総括教諭として残るわけですね。総括教諭は給料に直結するような立場ですか。それとも単なる役割上のものですか。ポジションであるとすると昔では一度就けば降格するということはなかったと思うのですが、役割上であるとすると任期があり満了となれば終了となるようなものなのでしょうか。他にも副校長と教頭等の問題もあるので、その点を教えていただければと思います。

教育長) 職の問題と給与の問題が今回の法改正理由となっております。県費負担職員については国からも国庫負担ということで給与が出ております。国が都道府県に負担をする教諭等の給与は主幹教諭に出され、総括教諭には出ないのです。今回法改正を行う理由の一つはここにあります。職についてですが、総括教諭は3級職です。教諭が2級職で教頭が4級、校長が5級となっております。総括教諭については給料表そのものが教諭と異なっております。神奈川県ではグループリーダーという位置づけで総括教諭を考えております。

なお、副校長、教頭の違いについてですが、既に同一校に両者が配置されているケースが県立学校においてはございます。副校長は校長に代わり校務

を司ることができる。つまり決裁権を有する立場です。教頭は校長を助けるということで決裁権はございません。また教頭は必要に応じて児童・生徒の教育を司ることができる。つまり教頭は授業をすることができるのですが、副校長はそのような業務はございません。以上のような違いがございます。

委員長) 副校長とは教頭と校長の中間職にあたるのですか。
教育長) 考え方としてはそのようなイメージで捉えていただいて結構だと思います。

澤委員) 今年度は大磯の学校では副校長の職が導入されることはないのですね。
教育長) 神奈川県の小・中学校に副校長は導入されません。ただ横浜市につきましては、この法改正のだいぶ以前から教頭職が設けられず副校長が位置づけられております。

清田委員) 私は総括教諭を直接経験したことがないのですが、他の県に行きますと、例えば教務はどこへ転勤しても教務に就きます。しかし神奈川県の場合は、教務が転勤すると担任をもつ立場となることもありえました。今回の総括教諭の場合はどこへ転勤しても総括教諭という傾向があるようですが、総括教諭の身分的な保証はきちんとされているのでしょうか。

教育長) 清田職務代理者のおっしゃるとおりでございます。総括教諭は3級の職でございますので、異動先でも総括教諭という職は変わりません。なお平成18年度から配置を始めまして今年度ですべて配置できましたが、小学校では4名、中学校では5名の総括教諭を配置いたしました。異なる人数を配置したところもございますが、基本的にはこのような配置となっています。今後、異動等の関係でバランス的に6名になる可能性、あるいは減る可能性はあります。

清田委員) 人数の変化は学校組織の変更につながりますので、あまり変えてほしくないという気持ちがございます。今後バランスのとれた配置がされるようお願いしたいと思います。

委員長) この規則改正のなかに評価の義務と公表という部分がございますが、こちらも合わせてご検討していただければと思います。評価について何か意見等ございませんか。

清田委員) 3月定例会の時に各学校の学校評価に関係したアンケート資料をいただいたのですが、大磯町はこのような評価について先取りして行っているように思いました。説明資料を読ませていただくと、単なる評価ではなく問題を検討しそれに対する改正案を提示し公表するようですが、それも改正規則の一部に含まれているのでしょうか。

澤委員) 3月にアンケート等をいただいたのは、今回の改正の準備を行われていたと理解してよいのでしょうか。この規則の適用について国は平成20年4月1日からの施行になっており、町も施行は平成20年4月1日からということで、今年度中には間に合うのだと思うのですが若干スタートが遅れているのでしょうか。この評価の実施は非常に大変なことだと思います。年に1回年度末に評価を行うものなののでしょうか。評価も様々な手段で行い、改善策の検討を行った上で公表するという一方で、心配なのは作業に大変な時間がかかるということです。他にも自己評価・外部評価等が要求されている状

況でどれだけエネルギーを注ぐことができるのか。管理職で完結する仕事ではなく、現場の教諭の負担が増えます。すると人員の増員等諸問題が生じるように思います。タイムスケジュールを含め、この評価についてどれほどの比重を置いて行うのでしょうか。

原田委員) この学校評価がそれぞれ校長の判断によって評価を行うとすると、各学校がそれぞれの自己の基準に基づいて評価しますと、ばらつきが生じるだろうと予想されます。そのなかで、大磯町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第18条第2項以降のところでは詳細部分が記載されていないので、この学校評価を行う上で実施要領等の規準が別途作成されると理解してよろしいでしょうか。

教育長) 学校評価につきましては、2002年度から小学校の設置規準により自己評価が努力義務とされました。中学校も同様です。その関係で各学校では既に何らかの形で評価を行ってきております。3月に教育委員に配布いたしましたのは、各学校で行われている評価の一例でございます。今回の法改正では18条で、学校運営の状況について評価を行い、各学校は学校の実状に応じ適切な項目を設定し実施しなさいということですので、各学校で項目が異なっても差し支えありません。児童・生徒の保護者及びその他当該学校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとするところから、これは努力義務であります。自己評価を実施することは今回の制度改正で定められましたが、学校関係者らの評価、つまり保護者や地域住民の評価については努力義務でございます。したがって澤委員のご質問の中にもございましたが、評価のための評価になってしまうのは意味がない、との認識を私も持っております。このような評価を行い次年度に向けどのような点を改善していくのか、3月にお配りしました資料のなかにも改善策まで踏み込んで報告をまとめた部分もございますし、改善を行うことが評価を行うそもそもの意義でございますので、来年度へ向けた改善策の提示まで求めていますと考えております。新しい年度に前年度の評価の結果を踏まえて新たな教育計画を立てる意味合いもございます。ただ評価のための評価にならないような形でと私も考えております。なお、外部評価等につきましては大変難しい部分がございます。現在中地区3市2町の指導主事がプロジェクトチームを結成いたしまして外部評価の研究を進めているところです。そのような成果も参考にさせていただきながら、大磯町としても進めていきたいと考えております。年度末一回の評価なのかということですが、基本的にはそのように考えておりますが、報告書を作成するのは別に日常的には、各学年あるいは各学級で色々な時点で反省を、一言でいうのなら評価を行い翌週はどうするか、翌月はどうするか、来学期はどうするかという営みが行われていますが、報告をするということであれば基本的に年度末に一度というように考えております。

それでは、議案第6号について採決に入ります。
ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第6号については、原案どおり承認いたします。

議案第7号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 議案第7号につきまして、補足説明をさせていただきます。

説明資料を1枚おめくりいただきまして、改正の趣旨といたしましては、先ほど第6号議案でご説明させていただきました内容と同様に、「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則」に関して必要な改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、「幼稚園評価」に関する規程といたしまして、第17条の3として新たに「幼稚園評価」の条文を追加し、幼稚園における評価及び積極的な情報提供として、規則の整備を行うものでございます。なお、資料につきましては添付してございませんが、第6号議案に添付してございます「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」に基づく改正となります。

(質疑応答)

清田委員) 先ほど教育長からお話がありましたように、評価のための評価にならないよう気をつけていただきたい。私は教員でありましたが事あるごとに評価し次回の改善点を見出すということを行っておりました。これは一般の企業も全く同じだと思います。ただ評価に取り組む際に労力の無駄遣いとならないよう注意していただければと思います。それでなくても幼稚園、小・中学校の先生は忙しいのでよろしく願いいたします。

教育長) 現場に対して大変暖かい意見をいただきました。そのような方向で進めていきたいと考えております。

それでは、議案第7号について採決に入ります。
ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第7号については、原案どおり承認いたします。

議案第8号 平成21年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育指導担当主幹) 『平成 21 年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について』補足説明をさせていただきます。説明資料 1 ページをご覧ください。「大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針を定める理由」でございます。教育長の提案理由にもございましたとおり、大磯町教育委員会では、教科用図書を採択するにあたりまして神奈川県教育委員会で定めた教科用図書の採択方針を受け、神奈川県教科用図書選定審議会や中地区教科用図書採択協議会における調査研究と協議内容を参考にし、学習指導要領に基づいて、学校・児童・生徒の実態や地域性を考慮して採択すると共に、公正確保にも努めるという基準を、「平成 21 年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針」として定めるものでございます。また、2 ページ、3 ページには、教科用図書の採択に係る法律を載せてございます。

(質疑応答)

清田委員) これまで教科用図書の採択が行われてきた経緯があり、また法改正等が行われ条文が動いているとは思いますが、法律に基づいて行われていることなので、特に問題がなければこれで承認してよろしいと考えます。

原田委員) この採択方針というのは、議案 8 号の最初の 6 行にあたるのでしょうか。
教育指導担当主幹) 全体が採択方針にあたるのですが、法律に基づいて採択を行います、という内容でございます。

澤委員) この議案に異議はございません。「教科書目録」から採択するというところで、目録の中身が年度ごとに変ります。新しい検定になるときもあるし、今年のように新検定に入れ替わる時期で前のものを使用するような場合、そういうことは明記しなくても教科書目録の中から採択することで全部それがカバーされるのでしょうか。

教育指導担当主幹) ただいま澤委員がおっしゃられたとおりですが、目録は平成 21・22 年度使用分ということできております。

委員長) それは中学校も同様ですか。

教育指導担当主幹) 中学校の目録も平成 21 年度使用分ということできております。

教育長) これが実物ですが、小学校の平成 17～20 年度使用分の目録でございます。今回採択するのは平成 21・22 年度分ですが、新たに教科書が発行されていけませんので中身については平成 17～20 年度使用分の目録と変わりはありません。また、採択は毎年行います。それに対し採択替えというのが 4 年に 1 度行われます。これは教科書等の内容が大きく変わるものです。

それでは、議案第 8 号について採決に入ります。
ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第 8 号については、原案どおり承認いたします。

議案第9号 大磯町郷土資料館の臨時休館について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

郷土資料班副主幹) 説明資料の1ページをお開きください。大磯町郷土資料館臨時休館の理由でございます。大磯町郷土資料館の貯蔵資料を害虫・黴による劣化から防ぐことを目的として殺虫・殺卵・殺菌を行うための燻蒸作業をするものです。この燻蒸作業は隔年ごとに実施しています。燻蒸作業の実施期間は平成20年6月30日(月)から7月6日(日)までの8日間を予定しています。それに伴いまして、郷土資料館の敷地全域を立ち入り禁止区域とすることで7月2日(水)から7月6日(日)までを臨時休館日に設定したいというものでございます。それから常設展示室の大型展示物、これは常設展示室に常時展示してあります大磯御船祭の船山車が、隔年ごとに7月第3日曜日に搬出されまして、祭礼で活用されています。それに伴いまして平成20年度搬出され、祭礼の終了後に搬入・組立作業を行います。これが平成20年7月21日祭礼の翌日になりまして祝日にあたり開館日となりますので、臨時休館に設定したいものでございます。

続きまして2ページ目に燻蒸作業の概要を記しております。2の燻蒸物件ですが大磯町郷土資料館本館1階の第1収蔵庫、地下1階・同2階の特別収蔵庫、第2収蔵庫、第3収蔵庫、それから本館裏の斜面地にあります東蔵の収蔵庫を対象としまして燻蒸作業を行うものでございます。容積につきましては記載のとおりです。4の燻蒸方法としましては、殺虫・殺卵・殺菌を目的とする密閉燻蒸法で行います。5の作業工程ですが、平成20年6月30日の機材搬入に始まりまして平成20年7月6日の燻蒸資料の搬出等まで、7日(月)は予備日を1日用意しております。6の使用薬剤につきましては、酸化エチレン・代替フロンの混合ガスで商品名がエキヒュームSというものでございます。これを使用しましてガス燻蒸を行います。また、使用薬剤は特定化学物質、危険物に指定されているものであり、安全確保のため郷土資料館敷地全域を立ち入り禁止区域とするものです。

続きまして3ページをお開きください。常設展示室の展示物搬入・組立の概要が記してございます。船山車は長さ20m、高さ10mということで非常に大型となっております解体・組立式となっております。大量の部材を搬入して組立てるため、開館中ですと来館者の安全確保ができないため臨時休館を設定したいと思います。

(質疑応答)

澤委員)

隔年ごとに実施されていることですので、基本的にはこれで結構だと思います。燻蒸の作業日程の確認ですが、ここに挙げられているのは休館日となっていない日を臨時休館としなければならないのが7月2日から6日まで、実際には立ち入りができないのが6月30日(月)から1週間ということでは

解してよろしいですか。ガス等の安全は今までの実績がございますので問題はないと思います。委託業者は入札により決定するということですが、隔年で業務を行っている業者は毎回異なるのでしょうか、それとも同一業者なのでしょうか。

郷土資料班副主幹) まず作業日程の確認からですが、6月30日は通常の休館日です。毎月1日に館内整理日が設けられていまして7月1日も通常の休館日となります。また7日(月)も通常の休館日となります。2日から6日は開館日となりますので臨時休館日として挙げさせていただきました。次に委託業者についてですが、基本的には前回、前々回と業者が異なっております。ただ薬剤については固定の物を使用しております。

清田委員) 町で収集している資料を長くきちんと保存するためには、燻蒸処理は大変必要なものだと思います。害虫に危険なものは人間にも危険です。ぜひ人体に影響のないようきちんとやっていただければと思います。

原田委員) 使用薬剤についてはかなり危険なものなので、実際に郷土資料館の職員の皆様、作業員の方は十分安全面に注意して行っていただきたいと思います。

澤委員) 船山車組立の際に休館するということですが、解体の際には休館する必要がないということでしょうか。

郷土資料班副主幹) 解体は月曜に設定していただいておりますので、通常の休館日のなかで対応できると考えております。ただ組立について、今回初めて休館をお願いした経緯がございまして、これまでは月曜日に組立をあてることが可能だったのですが、祝祭日の変更、いわゆるハッピーマンデーの設定に伴いまして7月の第3月曜日に海の日が設けられました。月曜が祝日の場合開館ということになり、組立作業も祭礼の翌日をお願いしたいということでしたので、臨時休館で対応するものでございます。

委員長) 燻蒸作業を行う8日間郷土資料館全域を立ち入り禁止にするということですが、その方法はこれまでの経験から万全が期されているということですのでよろしいですね。散策で利用される方等への周知はどのように行うのでしょうか。

郷土資料班副主幹) 敷地内全域にロープもしくは進入を阻むような工作物で措置をとりたいと考えております。

それでは、議案第9号について採決に入ります。
ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第9号については、原案どおり承認いたします。

報告事項第1号 学校教育及び社会体育プールに関する検討会について

教育次長) 前回の第1回定例会におきまして、生沢プールの廃止について議会へ上程

することを承認いただきました。予定どおり平成20年6月3日から始まる6月議会において、大磯町立生沢プールの設置及び管理に関する条例の廃止する議案を上程する予定です。先ほど教育長からも報告がありましたように、5月19日に福祉文教常任委員会協議会におきまして、教育委員会定例会と日程が前後してしまいましたが、上程予定の報告をさせていただきました。前回の定例会で新たなプールの検討についての宿題をいただいておりますので、4月16日の定例会終了後に開催いたしました、4月21日の検討会において教育委員会の考え方等を説明させていただいております。

検討会についてですが、検討会メンバーは教育委員会からは名簿のとおり3名です。他の町部局につきましては企画室は総合計画等の総括した関係を、また財政課も入れようかと思ったのですが、そうすると金額の議論ばかりになると思われたので、企画室に財源計画等も代表して担当していただきます。子育て介護課につきましては、例えば運動公園で社会体育プールとして建設する場合、学校で利用する2ヶ月間というよりも年間を通じた相対的なプール建設も考えられるのではないかとこのことで、町民の健康づくりの観点を取り入れるためメンバーに入れております。経済観光課につきましては、現在の観光プールが経済観光課の所管でありまして、観光プールとして使用できないかということでメンバーに加えております。都市整備課につきましては、整備候補地としては運動公園が1つの候補地となりますので、現在、運動公園は指定管理者による管理となっておりますが都市整備課にメンバーとして加わっていただきました。話が前後しますが、この検討会の趣旨としては、学校教育、社会体育の両観点から検討していきます。プールの利用方法としては様々なシミュレーションが可能だと思いますので、場所・予算・規模等多方面から検討しシミュレーション資料を教育委員に提示していきたいと考えております。

スケジュールですが、3ページ目に記載してございます。5月1日付けで検討会が設置され、5月9日に第1回検討会が開かれ、要綱やスケジュールについて説明しております。多様なシミュレーションということで教育委員会、学校を含めた内部の調査等を6月ぐらいに行っていきたいと考えています。6月に1回、他の部局を召集し中間報告を行う予定です。中間報告で他の部局の意見を聞き7月末には報告書を提示し、8月の定例会では教育委員へ報告をしたいと考えております。生沢プール廃止の際にも社会教育委員会に諮問をしておりますので、事務局としてはこの報告書をもとに社会教育委員会に諮問をしたいと思っております。社会教育委員会でも検討させていただいて、答申をいただきます。その答申を踏まえて教育委員会としての方針を、10月の来年度予算作成時期までに確定したいと思っております。このようなスケジュールで新たな学校教育プール、社会体育プールの方針をまとめていきたいと考えております。

(質疑応答)

原田委員) 検討委員のなかに財務課長の名が記されていると心強いところがあるのではないのでしょうか。

- 教育次長) 財政課長はこういった検討会に入ることを避ける傾向がございます。財政課長が入っていると、検討会で決定したことを承認したと判断されてしまうのです。また、財政課長が入り金銭についての議論で終わってしまうのでは夢がありません。金銭面についても検討しますが、理想的な方策を考えていきたいと思えます。そのために財政計画を視野に入れながら夢をもったプランが立てられるように、企画室にも参加していただいております。
- 原田委員) できるだけ応援団となつていただけるような課が参加していただければと思えます。その結果が資料にありますメンバーだと理解しました。
- 澤委員) 努力していただいた結果、今スタート地点に立てたのだと思えます。町主導で計画されると慣例で縦割り組織が表面化してしまうことがあります。今回も金銭的に大きな事業ですので、すんなり議論が進まないことが予想されます。そのようなときは、問題意識の共有化と理解を深めることが第1歩であり、課長・部長への情報伝達と十分な議論を行い、町として学校教育プールだけでなく町全体の問題であるとの認識をもっていただきたいと思えます。この検討会は共有化のきっかけになり得ると考えますので、そのような観点からもぜひ頑張ってくださいと思えます。
- 清田委員) 総合計画に載せるためには、10月に方針決定しなければならないということで、このスケジュールでよろしいと思えます。円滑に進展していただくと思えます。
- 教育次長) 澤委員のお話にもありましたとおり、教育委員会が観光プールの観点等についてはイニシアティブをとって議論を進めることは難しいですが、町の方には検討会をとおして議論を投げかけております。例えば、子育て介護課でも一時期には大磯ロングビーチを介護療法の目的で利用しようとしていた部分があり、健康づくりの観点など町にもプールの多様な利用方法の立案をお願いしております。教育委員会の見解のみですと生沢プールの単なる代替プールとなってしまいますが、健康づくりの体育施設等の観点を取り入れるためには他課のバックアップが必要になるので、このような検討会メンバーを選択いたしました。総合計画につきましても、本来9月頃が作成時期となっておりますが、総合計画を作成しても予算化されなかった事例がございます。予算化されて初めて計画が位置づけされるという流れになっております。企画室には検討会メンバーに入っていただいておりますので、結論はどうなるかわかりませんが将来の方針はしっかり伝えてあります。
- 委員長) 心強いのは二挺木次長が座長であるということです。町立プールの幅広い活用方法の検討会はもちろん重要ですが、本検討委員会の主目的は生沢プールの代替プールの設置ですので、在任中に実現できますように頑張ってくださいと思えます。

報告事項第2号 月京幼稚園施設整備計画の進捗状況について

- 学校教育課長) 月京幼稚園施設整備事業の進捗状況について、ご報告させていただきます。東海大学医学部附属大磯病院の増築計画に伴い、町立月京幼稚園の移転

先の候補地につきましては、市街化区域並びに市街化調整区域の土地について調査、検討を行ってまいりました。平成18年11月に整備予定地が選定されたことから、教育委員会定例会において、月京幼稚園移転のご承認をいただきました。平成19年度より整備関係事業費の予算措置を行い、用地取得に向け事業着手いたしました。都市計画法に基づく開発許可制度の改正が行われ、市街化調整区域内で行われる学校を含む公共公益施設の建築につきましては、開発行為と見なされ、許可が必要となりましたことから、県建築指導課と取扱いについて協議を行ってまいりました。協議の結果、平成19年12月に開催された神奈川県開発審査会において、月京幼稚園の移転に伴う情報提供を行ったところ、開発審査会へ付議できる状況が整いましたことから、整備予定地の測量調査委託や基本設計委託を発注するとともに、関係地権者との交渉を行ったものでございます。

資料1ページにつきましては、平成19年度の月京幼稚園施設整備事業にかかる、当初予算の執行状況でございまして、役務費、委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金といたしまして約212,500,000円ほど予算配分いただきました。執行といたしましては、執行額と右の「内容」にありますように、不動産鑑定手数料、用地測量委託料、基本設計委託料、ゲートボール場にごさいました倉庫等の解体工事を行いまして約7,500,000円ほどの予算執行となっております。備考欄につきましては平成19年度中に執行できなかったものを抽出してございまして、代替地不動産鑑定手数料、開発許可・建築確認手数料、物件補償調査委託料、代替地測量調査手数料、実施設計委託、土地購入費、物件補償費ということで約205,000,000円ほどが執行残となっております。

次に、資料2ページの今後のスケジュールについてご説明いたします。まず、新幼稚園の概要でございまして、資料3ページの配置図をご参照いただきまして、整備予定地につきましては、現在の場所より350mほど移動をいたしました、生沢団地の北側を予定してございまして、配置図の下側の道路は、生沢団地北側の町道生沢12号線となり、県道相模原大磯線から国府中学校、国府保育園に至る道路となります。施設概要といたしましては、敷地面積が約4,300㎡で施設北側に園舎、中央部に園庭を配置し、南側に公園緑地及び送迎スペースを予定しており、構造は鉄筋コンクリート造及び鉄骨造で一部2階建てとなります。延床面積は約1,600㎡で、保育室が6室、遊戯室、図書室、保健室、職員室、会議室等の配置を予定しておりますが、詳細につきましては、今後行うこととなります実施設計委託により、つめてまいりたいと考えております。2ページに戻りまして、今後の予定でございまして、用地交渉につきましては、代替地等の調整がさらに必要と思われまして、しかし、用地買収に対する地権者の了承は概ね得られており、5月下旬には用地交渉のとりまとめを行いまして、各地権者より開発行為に対する施工同意書をいただきたいと思いますと考えております。その後6月に入りましたら、近隣住民・幼稚園保護者に対して説明会を開催いたしまして、6月中旬までには県の土木事務所へ開発事前相談書を提出、また7月下旬には開発審査会資料を県庁へ送付を行い、まだ日時は未定ですが神奈川県開発審査会に審査をかけてい

きたいと考えております。9月になりましたら、現在予算措置が行われておりませんので、費目にございますとおり土地購入費等を補正予算で依頼したいと思っております。補正予算の成立後は不動産鑑定、実施設計等の委託発注を行うと伴に用地の買収等を行いまして、平成20年度末までには実施設計を完成させていきたいと考えております。平成21年度には幼稚園園舎の建設を開始し、同年3月までに終了させ、平成22年度には新園舎に移転ができればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(質疑応答)

原田委員) 土地購入として約4,300㎡ということですが、現月京幼稚園の園面積と比較して広がるのか、それとも狭くなるのでしょうか。

学校教育課長) 現在の月京幼稚園の敷地につきましては3,000㎡ほどございます。ただこれは土地としての面積でございまして、実際使用している部分は3,000㎡を少し下回るぐらいになるかと思われまます。移転予定地では約1.5倍の敷地面積を確保することができます。

原田委員) 送迎スペースや公園緑地を整備することができるのですか。

学校教育課長) 開発行為になりますので、緑地スペースを設けることとなります。緑地帯、干渉帯として考えております。若干遠回りをしていただかないといけない部分がございますので、ある程度送迎スペースを確保していきたいと考えております。

清田委員) 送迎スペースについてですが、ぜひ広めに確保していただければと考えまます。移転予定地前の道路もそれほど広くないので、事故のないようお願いしたいと思いまます。また、園舎についてですが、現在の園舎のように2階がホールとして設計されるのでしょうか。

学校教育課長) 送迎スペースにつきましては、予定地前面の団地が近いので交通の障害にならないように、車が進入できて園児の送迎に危険が生じないようなスペース確保を考えております。園舎につきましては、保育スペースなど職員室から目の届く範囲にあることが好ましいものは1階に配置するように考えております。目の届かない範囲があつてよいということではありませんが、図書室、会議室等用途の決められた教室については2階に配置するように考えております。

澤委員) 全体の敷地は現在の月京幼稚園の約1.5倍であるとのことですが、現在の月京幼稚園をそのまま移転するというのであればそれで十分かと思いまます。しかし、検討されてきたなかで幼稚園の統合や幼保連携等の課題もあり、幼稚園の移転は何度も行うことのできるものではありませんので、改善されるべき点は、町全体の幼児教育方針に合う形で努力すべきです。このような点を踏まえた上で、今回の移転予定地が決定されたのでしょうか。改善点等を現在の時点で考慮しておかなければならないと考えまます。

学校教育課長) 今回の移転に伴いましては、月京幼稚園が現在の場所から移転をせざるを得ないという状況のわけですが、重要な観点といたしましては、幼保連携の推進を考えております。また調整区域内の移転ということで、食育推進等食べるものについて重点を置き、幼稚園環境が現在よりも恵まれることを考

えての移転でございます。施設配置につきましても十分検討していかなくてはなりません。現在の内容としましては必要な施設を敷地内に入れた場合1,600㎡となりますが、今後、幼保連携等の導入により付属として施設が必要となるかもしれませんので、そういった部分は実施設計委託のなかで検討していきたいと考えております。万が一、何らかの事業を行おうとした際に土地が不足するようなことのないよう、十分な用地確保が可能なように考慮しながら実施設計を行っていききたいと思います。現在の施設にプラス・アルファの配置ができるよう検討していきます。

委員長) 平成22年4月に運営開始予定であるとの説明がありましたので安心いたしました。関係者の方々の努力には感謝をしたいと思います。2点ほど確認をしたいのですが、この工事進行に伴って教育委員会でも心配しておりました、月京幼稚園園児の移転に伴う安全確保、工事の騒音防止がやはり心配点です。月京幼稚園が移転する前に大学病院の拡張工事が始まるのは避けてほしいと考えているのですが、今のところこの点は了解をいただいていると判断してよろしいですか。

学校教育課長) ゲートボール場につきましては平成20年3月に売却済みでありますので、現在は東海大学の所有地であります。基本的に開発等を始められる体制にはなっているのですが、現在のところ町へ開発に係る協議等申請されておられませんので、すぐに大きな事業が始まることはございません。聞いたところによりますと、病院職員が利用する駐車場として活用したいとのことで、開発行為等で施設が建設されるようなことはありません。園児に影響のあるような工事がすぐに行われることはございません。

委員長) ゲートボール場の売却というのは初めて聞きましたが、ぜひ移転前に病院拡張工事が行われないように安全確保・事故防止を進めていただければと思います。

澤委員) 基本的には東海大病院の意向で今回の移転問題が発生したわけであり、東海大への土地売却金で用地買収・園舎建築等が間に合うことが望ましいと思いますが、その点はどうでしょうか。

学校教育課長) 基本的には売却金のなかで全ての移転事業が終了することを考えて事業を行っております。売却するのは町側ですが、教育委員会としては要望すべき点は要望しなければならない、移転に必要な費用を確保していくとの考えをもっております。

報告事項第3号 第3回湘南国際マラソンについて

生涯学習課副主幹) 平成20年5月16日に開催されました第3回湘南国際マラソン実行委員会において決定した事項を報告いたします。大会名称につきましては、「第3回湘南国際マラソン」となります。主催は湘南国際マラソン実行委員会となります。後援は、神奈川県・大磯町・平塚市・茅ヶ崎市・藤沢市・二宮町・神奈川県教育委員会・大磯町教育委員会・平塚市教育委員会・茅ヶ崎市教育委員会・藤沢市教育委員会・二宮町教育委員会・朝日新聞社・TVK・

FMヨコハマです。運営管理としましては、(株)ランナーズ・ウェルネスとなっております。開催日は、第2回大会は平成20年3月に行いましたが、第3回大会につきましては平成20年11月16日となりました。種目としましては、前回は30kmとなりましたが、西湘バイパス西側が使用できるということで42.195kmとしております。その他には「10km一般の部」「10km障害者の部」「10km車いすの部」がございます。フルマラソンのコースにつきましては、西湘バイパス大磯西ICをスタートし、柳島ICを左折し、茅ヶ崎市立中島中学校付近を折返し、国道一号線に戻り江ノ島西浜歩道橋を折返し、西湘バイパス二宮西ICまで行きまして折返し、大磯プリンスホテルに戻ってくる形となっております。10kmの部のコースにつきましては、西湘バイパス大磯西ICをスタートしまして、花水橋交差点付近を折返し、大磯プリンスホテルに戻ってくるものとなっております。またコースにつきましては、警察、国土交通省との調整により若干の変更の可能性がございます。スタート時間ですが、フルマラソン一般の部は午前9時から、10km一般の部・10km障害者の部はともに午前10時から、10km車いすの部は午前9時50分からとなっております。定員及び参加料につきましては、フルマラソンの部が9,000人・8,000円、10kmの部は7,000人・5,000円となっております。また5月26日16時30分より神奈川県庁記者クラブにおいて、河野太郎実行委員長、大磯町副町長、神奈川県陸上競技協会常務理事が記者発表を行います。

(質疑応答)

委員長) 地図がないのでコースがはっきりしないのですが。

教育次長) ただ今の報告に補足させていただきます。大磯プリンスホテルをスタートして134号線に沿って進みます。距離調整だと思っておりますが柳島ICの所で北側に入りまして、再び134号線に戻り江ノ島の手前で折返しとなります。警察は江ノ島をコースに入れますと交通に支障をきたしますので、江ノ島の手前で止めたいとのことでした。江ノ島の手前で折り返すためには距離調整のため柳島ICで国道に出なければならないのですが、この点は事務局が県警と調整を行っているとのこと。今回の報告内容と記者会見内容が異なってしまう場合がありますので御承知ください。

その他

教育次長) 次回の定例会は6月18日(水)午前9時から役場にて開催いたします。また午後より国府小学校の学校訪問となりますのでよろしくお願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 20 年 6 月 18 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____